令 和 2 年

新城市教育委員会
4月定例会会議録

新城市教育委員会

令和2年4月新城市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 4月23日(木) 午後1時30分から午後5時10分まで
- 2 場 所 本庁舎 4階 会議室4-3

3 出席委員

和田守功教育長 花田香織教育長職務代理者 安形茂樹委員 夏目みゆき委員 村松 弥委員 青山 芳子委員

4 説明のため出席した職員

片瀬教育部長 鈴木教育副部長兼生涯共育課長 請井教育総務課長 安形学校教育課長 伊田生涯共育課参事

5 書 記

佐藤教育総務課副課長

6 議事日程

開会

日程第1 3月会議録の承認

日程第2 4月の新城教育

- (1)教育長報告
- (2) 4月の行事・出来事

日程第3 議 案

- (1) 新城市立学校管理規則の一部改正(教育総務課)
- (2) 新城市立学校の校長に対する事務委任等に関する規則の一部改正(教育総務課)
- (3) 新城市共同事務室の組織及び運営に関する規程の制定(教育総務課)
- (4) 新城市社会教育委員の委嘱(生涯共育課)
- (5) 新城市公民館運営審議会委員の委嘱(生涯共育課)
- (6) 新城市生涯学習推進員に関する規則の廃止(生涯共育課)

日程第4 協議事項

- (1) 臨時休業中の学校対応について(学校教育課)
- (2) 雑誌スポンサー制度実施要領について(新城図書館)

日程第5 報告事項

(1) 新城市生涯学習推進員について(生涯共育課)

日程第6 そ の 他

- (1) 市内博物館への校外学習の案内(生涯共育課)*当日配布
- (2) 令和2年度各課の事務分掌及び主な事業等について(各課)

次回定例会議(案) 5 月28 日(木) 午後2時30分 (本庁舎3階 防災対策室1)

〇職務代理者

それでは、4月の定例教育委員会議を始めたいと思います。

今日の進行の件で変更がありますので、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

コロナウイルス感染予防の関係でできるだけ部屋の中の人の距離を離す工夫をさせていただいておりますが、説明の際に人がいっぱいになるということもございますので、説明者を入替えながら進めたいと思います。会議の進行につきましては、事前に次第をお配りさせていただいておりますが、別にお配りしていたものを御覧ください。

(2)及び日程第5 σ (1)(2)につきましては、配布の書類をもって説明のほうを省略させていただきます。

また、日程第4、報告事項、新城生涯学習推進委員につきましては、日程第2のところで生涯共育課の所管の議案がございますので、ここで生涯共育課長でまとめて説明をさせていただきますので、日程第3と第4を入れ替えて御協議をお願いしていただく格好で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇職務代理者

ありがとうございました。

それでは、教育長報告をお願いいたします。

〇教育長

お願いいたします。

新型コロナウイルスの感染状況が大変厳しい中で、お集まりいただきましてありがとうございます。こういう状況だからこそ、子供たちが2カ月強にわたって巣ごもり状況にあり、当初は学習等のモチベーションをしっかり持っていたけれども、昨今になると少し大変だなという状況になっております。そんな中で子供たちの学習権をしっかり守って、何とかこの新年度のスタートが学校と家庭、先生と子供のつながりが維持できるような方向で何か良策はないか、また後ほど、休業中の学校対応についてのところで御意見をいただきたいと思います。今日の教育長報告につきましても、お手元にお配りしましたこのプリントを読ませていただいて、この内容を参考に後ほど、委員の皆様方の御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、お手元にクリップでとめてお配りしましたものは、これまでホームページやプリント等で市 民の皆様、保護者、地域の皆様、学校長等に伝えた文書でございますので、メール等でお通知したも のですけれども参考にしていただければと思います。

それでは、プリントのほうをお願いいたします。

求められるコロナ非常時の学校経営、子供の学習権の担保。

4月22日現在、新型コロナウイルスは世界で260万人が感染し、18万人が死亡、日本では、そこの数字は約の数字ですので中日新聞の数字に替えてください。22日の21時現在ですけれども、1万1,976人が感染し、295人が死亡している。予定されたゴールデンウイーク明けの休校解除はままならず、さらなる延長は避けられない。

先ほど昼過ぎの報道でも、県立が5月末までということでありましたので、おそらく明日また知事

から小中学校も5月末までという要請が出るのではないかと思います。

さらなる延長は避けられない。 2 か月に及ぶ休校で子供たちの学習・生活に赤信号がともり始めている。 しかも、新年度が始まったばかりで子供も保護者も不安に駆られ、教師も担当する子供の顔も見えない中、具体的な手の施しようもない危機状況にある。 さらなる休校延長となる場合、是が非でも学校から子供への学習支援は欠かせない。そこで、これまでの経過を顧みて今後の対応を考えたい。

1、子供の学習の保障

まず、学校の臨時休校期間が事前の準備もままならない中で長期にわたっている。首相要請による 突然の3月2日から春休み明け4月6日までの35日間、そしてまた、県知事要請による突然の4月6 日から19日までの14日間の延長、さらに愛知県独自の緊急事態宣言に伴う5月6日までの17日間の延 長と66日間も休校状態が続いている。それにも関わらず休校事由である新型コロナウイルスの感染拡 大は収束のめどすら立たない状況にある。5月末日までの延長で済むのか、あるいはさらなる延長を せざるを得ないのか見通しが立たない。

次に子供の学習権の担保の問題である。学校が再開されない状況の中で、3月4月の学習内容が未履修で積み残されており、その上これから5月あるいは6月と続くとなると、年度内での修復が困難な状況になる。それでなくても、小学校では新学習指導要領の実施に伴い学習内容が1割程度増え、新規に英語科やプログラミング学習が導入され、授業時数の不足が予測されていたのである。教育課程をまともに進められない非常事態である。各学校においては、この非常時に即した教育課程の新たな組みかえを行うことが必須となる。新型コロナウイルスの感染拡大による長期休校という平時ではない非常時に焦点化した弾力的、柔軟な対応が求められる。常識的な手法にこだわる必要はない。教科の本質を見極めて考えたい。そのためには、子供の実態の把握が不可欠である。新学年、新学級が始まったばかりにも関わらず、子供と教師のつながりは皆無に近い状況である。新年度になって、各学校ともeラーニングやメール、ホームページ、電話、プリントなどで子供や保護者とのつながりをつくろうとしているが、満足できる状況にない。直接的な接触も必要である。

そこで、新城市教委では、オンラインの学習支援を充実させることと、教師と子供が直接顔を合わせる機会を学習支援日とし、県下で行われている自主登校教室と同様に、保護者の承認の下で実施をしていく。しかし、市内での感染が拡大した場合は、この限りではない。

2、分散登校による学習支援日

5月7日以降、学校再開がなされない場合、3密条件を十分に回避できる環境の下で、学習支援日を実施する。方法としては、小学校の新1年生を初め、低学年の安全通学に配慮した上で、通学団別、地区別、学級別、学級分割集団別、学年別、午前午後分割集団別など学校規模や学級規模、地域事情、家庭事情等に即して学習支援を意図的計画的に進める。

学区が広域な学校においては、保護者の送迎も認める。また、例えば、鳳来中学校のように学区が 広大な学校においては、教師が生徒の母校である5つの小学校に出張しての学習支援も可能であるし、 公民館などの利用も考えられる。

ただし、これはあくまでも子供の学習支援が目的で、授業日ではないので登校を強いるものではない。保護者承認の下で自主登校による学習支援であり、各学校の立てた学習プラン、学習スケジュールに沿って進めるものである。参加できない子供に対しては、学習資料や学習計画が子供の手元に届くように配慮する。自学・独学の力を養うとともに単元の終了時には、到達度を評価するものとする。

週に1日から2日、1日に3~4時間程度でできないものか、今後検討を進める。

現段階における課題としては、1つは通学手段の問題である。スクールバスや公共交通機関を利用する子供たちの感染リスクをいかに減らすことができるか。また、当該の子供たちには、親の送迎を認めたり、高学年や中学生であれば、自転車通学を承認することも考えられる。

もう1つは、児童クラブの教職員の支援の問題である。現在、小中学校の教員が児童クラブのサポートを行っているが、分散での学習支援教室を行うとなると、児童クラブのサポートが難しくなる。 早急に子供未来課との調整が必要である。

3、オンラインによる学習推進

これまで各学校で進めてきたオンライン学習をさらに充実させられるよう、早急に適切なスタディアプリを全小中学校に導入し、子供の学習をサポートする。アプリとしては、リクルートのスタディサプリ、ロイロノート、各教科書会社の学習支援コンテンツなど多くあるが、現在市教委として注目しているのは、JR四国コムウェア社のコラボノートEXである。全国5,000校超での導入実績があり、市内全小中学校にもサーバーでの導入は既設であります。これをクラウド版にグレードアップして、家庭からは無論のこと、どこからでもアクセス可能のものとするものである。学級ごとの複数人の学びや双方向の共同学習が可能で、書き込みや動画も自在で交流学習やフィールドワークでの活用もでき、コストも保護者負担ではなく、適切な運営ができる。今後さらに検討していくが基本的にこのアプリを活用して、子供の学習を支援していくようにしたい。

課題としては、各家庭におけるWi-Fi通信環境の有無とPC、タブレット、スマホ、ゲーム機のデバイス環境の有無である。家にデバイスがない子供については、学校のコンピュータ室の開放やタブレットの貸し出しで対応を考えたい。実施に際しては、各家庭の通信・デバイス環境の実態把握が必要である。

学習支援教室については、各学校の実情にもよるが、基本的に当面の間は、前年度末までの学習となるが、アプリ導入ができた段階で新年度の学習に取り組むようにしたい。時期としては、5月下旬か6月初旬が想定される。

また、このアプリについては、この定例教育委員会議終了後、時間がありましたら指導主事のほうからの説明、プレゼンができたらなと思います。

4、夏季休業中における授業日の設定

現在のように休校が長く続くと授業時間の確保だけでなく、教育課程の内容すら履修できないことが想定される。今後の新型コロナウイルスの感染状況にもよるが、学校管理規則の特別事情として、教育委員会議での検討が必要となる。

また、夏季休業については、生活圏の重なる近隣市町村との共通理解も必要となるので、今後、東 三河市町村教育長会議での検討課題としていく。腹案としては、エアコンも整備されているので、8 月8日土曜日から16日日曜日の9日間を夏季休業とし、その前後を授業日とすることを考えたい。これは、最大限の場合で学校再開がいつになるかによっても変更となる。また、学校給食も考慮しなくてはならない。

5、感染防止・免疫力向上のための健康・運動習慣の促進

新型コロナウイルス感染防止対応が長期戦の様相を見せている。ワクチンか治療薬ができるのを待つしかない。それまでの間は、命の安全と健康第一で、感染防止と免疫力向上に努めるしかない。う

がい、手洗い、顔洗いの徹底、咳エチケット、マスク着用、密閉、密集、密接の3密回避、換気、ソーシャルディスタンス維持、ステイホーム、接触率8割減を意識して、忍耐強く過ごすしかない。免疫力向上のためには、共育12にある、時を守り、早寝、早起き、朝ご飯を励行して、規則正しい生活と十分な睡眠を取ることである。

また、外遊びを初めとした適度な運動も欠かせない。新城市教委では、臨時休業が始まった3月2日より全小中学校の運動場を開放し、緊急事態宣言発出の後は、記名、検温、マスク着用を記載しての運動場利用としている。また、児童クラブも学校施設等を開放して、3密条件を回避できるようにしている。ただ、緊急事態宣言発令後は、利用者も減少し子供たちの体力維持が懸念される。ルーチンワークとして、防災無線を使って毎朝8時にラジオ体操を流すなど、早急に打開策が必要である。

6、学校給食の再開に向けてフードロス防止策

入学式翌日の4月7日からの給食再開に当って、県からの臨時休校要請が出たために、2,000食余の食パンを焼却処分せざるを得なかった苦い経験をもとに、給食再開計画を立てる。対面給食やランチルームでの会食を避けることは当然であるが、難題は給食食材のキャンセルの時期である。納入業者の多くは、約1か月前に食材の発注や運搬方法を確保するので、キャンセルは少なくとも20日余前でないと、損失を被ることになる。そこで、学校再開に当っては、市教育委員会が判断した翌日以後において、各学校から納入業者に食材を発注するものとし、給食再開までは弁当持参での登校となる。

次は、新型コロナウイルスとの長く厳しい戦いの経過記録ということで、別紙、12月の武漢での発症から昨日までのところを日を追って、表に表してありますので、また御参照ください。

以上です。

〇職務代理者

ありがとうございました。

質問等あればお願いします。

続きまして、普段は4月の行事・出来事ということで、このタイミングで御説明させていただいているのですが、今日は資料を御覧いただきまして、説明を省略させていただきたいということです。

〇事務局

修正の報告だけお願いします。

資料2ページの教育総務課の部分でございます。来月の主な行事につきまして、8日金曜日の三河校長会総会から22日の全国都市教育長協議会までの4つの行事は、中止になりましたので、よろしくお願いいたします。それ以降の各課の予定につきましても、行事について中止の決定したものにつきましては中止と入っておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

〇職務代理者

続きまして、日程第2ということで、教育総務課長お願いします。

〇教育総務課長

日程第2の議案としまして、(1)の新城市立学校管理規則の一部改正から、(3)の新城市共同事務室の組織及び運営に関する規程の制定について、議案を出させていただいております。これは関連がありますので、一括で御説明をさせていただきます。

内容は、4ページから29ページまでになります。この全体の規程及び規程の改正及び制定につきましては、平成29年7月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、

共同学校事務室が制度化されたことから、この共同事務室の設置方法を明確化し、共同事務処理の実施に係る事務処理体系の強化を図るための改正となります。学校事務の共同実施は、現在も行われており、ミスの防止や、学校間の事務標準化を図っているこころです。今回、この法の趣旨である事務の共同実施に係る責任や権限の明確化、共同学校事務室での事務職員の育成や資質の向上など、事務処理のさらなる効率化や、事務処理体制の強化を進めることを目的としまして、関係する学校管理規則等の改正及び設置要綱を制定するものであります。

なお、制定する共同学校事務室におきましては、現状の共同実施から管理規則、要綱を改正し、責任、権限を明確にするという内容改正のみであり、実際に事務室を設置する等の環境や条件整備を行う必要はなく、現状のままでの移行となります。

また、学校教育法の一部改正によりまして、事務職員の職務規程が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正されました。この改定に合わせまして、学校管理規則の事務職員規程を改正いたします。これは、学校におけるマネジメント機能を十分発揮できるようにするために、学校組織における専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教員との適切な業務の連携分担の下、その専門性を生かし学校の事務を一定の責任を持って自己の担当事項として処理するということとし、より主体的・積極的に公務運営に参画することを目指しているものです。

施行の日は令和2年5月1日。参考ですが、この共同事務室の要綱を設置することにより、共同学校事務室の教職員定数の算定に関する特例がありまして、事務員の加配が将来的に受けることができるようになります。

教育総務課からは、以上でございます。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○職務代理者

今、課長のほうから説明があったことに関しまして、御質問等あればお願いします。

〇委員

平成29年に制度化されているということで、既にこの制度を活用してそれぞれの事務が執り行われているということですね。

実際は、例えば新城市内の学校がA、B、Cブロックごとに分けられているのですが、定期的に何日か、週1回とか、月何回とか集まって事務を分担し合っているという、そういうような状況なのでしょうか。実際はどの程度こういう会合をもって事務の平準化が図られているのでしょうか。

〇教育総務課長

29ページを見ていただきますと、グループがAブロック、Bブロック、Cブロックと3つのブロックに構成されております。これまでは、共同事務室という定義ではなくて、共同事務組織という名目の要綱で運営したものでございます。これも今回の改定で、室という名前にしましたが、運営上は変わっておりません。現在、このブロックに分かれまして、月に1回程度ブロック会議を行っていると伺っております。

〇教育長

あと育休等で新しく臨時の方が入られたときに、お互いに教えあったりサポートしたりという、グループの中での連携がうまく取れております。

〇委員

ありがとうございます。

〇職務代理者

ほかによろしいでしょうか。

〇教育長

あと1つ、また後ほど検討していただきたいのですが、教育長報告の中で、学校管理規則をということを申し上げましたけれども、10ページの第7条、ここに関わって夏休みに授業日を設ける際には、ここのところを教育委員会議で検討する必要がありますので、また、後ほどの協議のときに御意見いただきたいと思います。

〇職務代理者

ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、生涯共育課長お願いします。

〇生涯共育課長

生涯共育課からです。よろしくお願いします。

(4) 新城市社会教育委員の委嘱と(5) 新城市公民館運営審議会委員につきましては、関連がありますので、併せて説明させていただきます。

資料の30ページから33ページ当該資料になります。

社会教育委員の委嘱につきましては、これまで審議内容に関連があることから、同じ方を委嘱しております。今年度の名簿にございますとおり、社会教育団体の代表者を初め、学識経験者の方々をお願いしたいと考えています。

なお、事前に送付した資料には、生涯学習推進協議会の会長欄が空欄になっておりますが、その後、 調整ができまして、本日別刷りで差し替え版を配布してあります。

説明は以上です。

〇職務代理者

ちょっと先のほうに戻りまして、教育総務課長の説明の件に関しまして、賛成いただける方は挙手 をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

続きまして、生涯共育課の議案に関しまして、質問等はおありでしょうか。

では賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

両方とも満場一致で可決されました。お願いいたします。

〇生涯共育課長

(6) 新城市生涯学習推進員に関する規則の廃止についてお願いいたします。

この規則の改正につきまして、資料の34ページになりますので、御覧ください。

新城市生涯学習推進員に関する規則の廃止につきましては、本年4月1日から地方公務員法が改正され、特別職の公務員の任用が厳格化されました。それに伴いまして、これまで非常勤の特別職として委嘱しておりました生涯学習推進員が一般私人として取り扱わなくてはならなくなったことから、これまで新城市生涯学習推進員の職務等規定していた同規則を廃止するものでございます。

なお、今後も教育委員会といたしましては、各地区での生涯学習の推進につきまして、生涯学習推

進員さんに担っていただきたいと考えておりますので、その役割等を規定する生涯学習推進員の設置 に係る要綱を別途設けてその根拠としていきたいと考えております。

説明は以上です。

〇職務代理者

ありがとうございます。御質問等あればお願いします。

よろしいでしょうか。

議案第6につきまして、賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員挙手いただきましたので、可決されました。

続いて、報告事項のほうを。

〇生涯共育課長

生涯学習推進員について報告がありますので、資料の43ページを御覧ください。

令和2年3月の教育委員会会議におきまして、既に御承認していただいております令和2年度生涯 学習推進員でございますが、全地区の推進委員がそろいましたので、今一度名簿を提出し、報告させ ていただくものでございます。

説明は以上です。

〇職務代理者

ありがとうございます。

質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、日程第3協議事項の1についてよろしくお願いします。

〇学校教育課長

臨時休業中の学校対応について、学校再開が長引いたときに、5月11日から学習支援日を設定させていただきます。先ほど教育長の報告にありましたように、各学校において、週1回、あるいは小規模校なら2回ということになると思いますが、児童生徒が学校に登校して、学習の支援を受ける日を設定しました。

〇職務代理者

ありがとうございます。

御質問等あればお願いします。

〇教育長

そうしましたら、教育長報告のところで1番から順番に皆さんの御意見等や協議していけたらと。 お願いいたします。

〇職務代理者

それでは、1番に関してお願いいたします。

このまま収束のめどが立たないということで、おそらく5月いっぱいまで休校が続きそうという、

〇教育長

5月末日はほぼ、そうなるであろうし、そこでピリオドが打たれるかどうかも分かりません。しっかりと延長もあり得るという視点の下で、体制を整えていきたいと思います。ただいま、学校教育課長のほうから、学習支援日という話が出ましたが、これは1番に関わることですので、1番のところに目を通していただきまして、これはもっとこうしたほうがいいのではないかとか、こういったアイ

デアもあるとか、いろいろ御意見いただきたいと思います。

〇職務代理者

学習支援日ということになると、この次の2のところで詳しく御説明をいただいているかなと思うのですけれども、1のほうでよろしいですか。

私から質問してもよろしいですか。これだけ授業日数とか授業時間が減る中で、やはりプログラミングだったりとか、英語だったりとかを本年度から入れるということは大変難しいのではないかな。 先生方も新しいことを研究しながら取り組んでいくと思うのですが、それもあくまでやっていかなければいけないという、そういう形は変わらないのですか。

〇学校教育課長

基本的には、全て行うということが示されております。ただ、先生たちが授業に専念できるということは求めますので、あらゆる学校の行事であるとか、市教委主催の研修であるとか、そういうものは原則中止にさせていただくと、授業に専念できますので、子供も授業中心に学校生活を送るという方向を考えております。

〇職務代理者

今、具体的に言われたものは、行事がなくなっていく、それから先生方の義務づけられている研修 というのは、先延ばしにできると。そういうことですよね。何年目の研修を2~3年猶予ができると かそんな感じで進めていかれるということですか。

〇学校教育課長

そういう形になるかと思います。

〇職務代理者

ほかに御質問等は、よろしいですか。

では、2番の分散登校による学習支援日についてということで、御意見、御質問があればお願いします。

〇委員

ちょっと考えが整理できていないですが、いつ収束しないか分からない状況で、おそらく5月いっぱい、下手をすれば1学期全てが休校という事態も十分考えられるわけです。いつまでこの状況が続くか見通せない中ですので、学習支援日を設けていただけるのは保護者にとって、とても助かることになると思います。こういう状況が続くと、家庭によって子供たちの学力差が大きくなると思うからです。期間が長くなればなるほど、そういう事態に陥ることが懸念されますので学習支援日は有効だと思います。新城市の場合は、小規模校と大規模校の差が本当に大きいので、学習支援の対応も学校によって異なると思われますが、その中でできることを、できるだけやっていただくことが大切だと思います。

別の観点で世間の目はこれからどのように動いていくかが気になっています。休校の期間が長くなるに従って、学校の先生たちは何をやっているのだろうか、家庭は大変なのに先生たちは暇でいいなと思われるようになっていくのではないかということです。保護者にとっては、学校の先生たちが子供たちの学力を保障するという観点で、どれだけ動いてくれているのか、情報発信をしてくれているのかが重要なポイントになっていくと思います。

今日のニュースで、富山県で担任の先生と子供が4人、登校日に集団感染したという報道がありま

した。登校は非常に大きなリスクがあり怖いですが、それでも何らかの手を打っていただきたいと思います。学校の実情に合わせた形で、子供の安全を第一に確保しながら進めていただきたいと思います。

ただ、密を避けるというのは、学校の場合は非常に難しいと思います。子どもたちは接触するのが 当たり前ですので、どうやって安全を確保していくかは、非常に悩ましいことだと思っています。

〇教育長

休業期間中の子供の学力差はどんどん出てくるということについて、ある中学校のeラーニングの利用回数、利用時間を見せていただきました。市内の中学校はeラーニングをかなりやって進めております。ただ、小学校にも入っているのですが、小学校はいまひとつなかなか進んでいない状況です。そのeラーニングの利用状況、利用回数、多い生徒はもう300回以上、少ない生徒は100回そこそこと、もちろん先生がチェックしていつも返しているのですが、時間数もすごい差があります。だから、こういう状況というのは、あまりやらない生徒に対して、何とかやれるような働きかけができていくといいということです。モチベーションアップのためには、担任の先生は誰であるか、教科の先生は誰であるかということをきちんと知って、そことのつながりができてくることが非常に大事だと思います。

そんな中で、県下において新城市以外は、自主登校教室をやっているのです。自主登校教室というのは、どのようにやっているかというと、家庭にいると誰も面倒を見てくれる人がいない状況で、児童クラブではなくて学校の教室へ行って、そこで担任の先生がついている中で黙々と学習をするというスタンスでやっているのです。とはいえ、コロナウイルス感染の危険性がありますので、あくまでも保護者の承認を得て行います。

したがって、これを、学校の意図的、計画的なプランの下に学習が進められるならば全員の生徒に参加してほしいのですけれども、こういう状況ですので、参加できない子供においては、学校のつくった計画表とか資料をきちんと家庭に渡せられるように、親御さんに学校に来てもらったり、あるいは配達したりして、進められたらと思っております。

ただ、最後のほうに書いてありますように、通学手段、それから児童クラブ、この課題を何とか解 決しないとなかなかスムーズに進まない状況にあることも確かです。

〇委員

児童クラブの件をお伺いしたいのですが、長期休業中でないところで児童クラブを開設しているので、担当する指導員の方々の確保が非常に難しい状況だと思うのですが、学校の先生方の児童クラブへの支援、補助はどの程度行われているのでしょうか。

〇学校教育課長

児童クラブの開設時間は、8時から18時です。教職員、場合によっては調理員、ハートフルスタッフ、用務員が入ることもありますけれども、8時から13時、5時間を担当させていただいております。市内で20個の児童クラブがありますが、児童クラブによっては、職員のほうで、つまり学校以外の児童クラブ職員のほうで賄えているところもありますので、ほぼ3分の2ぐらいは午前中勤務しているという状況です。職員は、例えば2時間とか1時間半を3回とか、そういう形でシフトを組んで、児童クラブのほうの応援をさせていただいているという状況です。

〇教育長

中学校の先生も最寄りの小学校に行ってサポートしているという状況もあります。

〇委員

その辺の実態が全然分からなかったのでうかがいました。在宅勤務を始めていると聞いていますが、 先生方の勤務状況は、先ほどの児童クラブの支援とか在宅勤務とか、そういった形になってきている のですね。

〇職務代理者

学習支援日というものの位置づけですけど、ここでは学習支援が目的で、授業日ではないので、登校を強いるものではないということになると、全員の児童が出るわけではないということですね。

〇教育長

基本的には、授業日であれば全員出なくてはいけないのだけれども、こういったコロナウイルス感染状況がなければ、全員が登校をするのですが、やはり親御さん等で集団のところへは行かせたくないという、状況も必ずあるわけです。文部科学省でも授業日等でもそういうときには、出席停止でということもありますので、同じような受け止め方で、それは参加できなくてもよしと。ただし、意図的、計画的に進めるので、資料や計画については、きちんと家庭に届けて、子供が家庭学習できるようにしていくということです。

〇職務代理者

そのことへの判断は、親御さんの判断でということで。

〇教育長

大前提はそういうことです。

〇職務代理者

大前提ですね。外せないとは思いますけど、子供さんにとってそういうものを設けられるということで学校があっても危険だから行けないということで、とても悩んでしまうようなことがあるだろうなと思うと、どのようなやり方が安心して授業、学習の時間をつくるかということはとても難しいなと思いました。でも、こういう時間がないということは、いろいろな話を聞いていくと、子供さんたちの中でもいつもはそんなにわがままを言ったりとか、悩んだりとかいうような様子が見られない子でも、毎日、毎日こういう状況の中でいるので、どうしても食欲がなくなってしまったりとか、とても不機嫌になってしまったりとかという子供さんがみえるということを心配している親御さんたちもみえます。不安を払拭する時間というものが必要だろうな思うので、こうした学習支援日というのは必要なことだなと思いました。

〇教育長

感染リスクを十二分に避けられるように、そういったリストをアップして、チェックリストを作って、臨んでいくことができたらと思います。とにかく感染拡大の危険性があるわけですので、委員さんの知見をいただけたらと思います。

〇委員

その前に御意見が言いたそうでしたので、先にどうぞ。

〇職務代理者

同じことを聞こうと思って。

〇委員

報道で皆さんも十分御存じ、御承知だと思いますが、おそらくは今のこの状態というのがなだらかなひとつのピークになるのではないかと思っています。欧米のような大きなピークは、日本は多分来ない状態で、だらだらと少しずつ減っていく傾向に一旦はなると思います。その後、夏の季節、雨と高温多湿というのは、だめではないですけど、苦手なウイルスですので、一旦小康状態になる。また秋から冬にかけて、おそらくは流行の再拡大が出てくるような波をもって、おそらくは有効なワクチンや治療薬が今後出てこない限りは、2年ぐらいかかると思います。

例えば、新城市というのは、御存じのようにお一人出ましたけれども、その後の接触感染者は1人も出ず、新規も出ず、ゼロのままきています。これがそのとおりだとしたら、大半の新城市民はそれに対する抗体を持っていない状態で今後、秋、冬を迎えるということになるわけで、先延ばしというだけになります。非常に長い戦いに、教育長がおっしゃるようになっていくんだろうなと思いますが、そのつど、そのつどで多分国も自粛の手綱を緩めたり、またきつくしたりという格好で行くのでなないかなと思っています。おそらく自粛制限は、5月いっぱいぐらいで緩やかになるのではないか、絶対、ゼロになることはないということで、そういう気持ちでいかないといけないのではないかと思います。

思うのは、この学校の指導要綱も新しく変わっているわけですが、なぜもうそろそろ指導要綱に関して、国自身、文部科学省がプログラミング学習は1年、今年はなしにするとか、英語教育の話は1年先延ばしにしましょうとか、そういったことを中央が早く発信してくれないと、末端の市町村の先生方は右往左往するばかりで、e ラーニンングもということを盛んにおっしゃるのですけれども、本当にパソコンがみんなの家庭にあるのか、パソコンがないうちは、e ラーニンングをしようがないから使用頻度はゼロになるだろうし、W i F i はみんな本当にあるのか。半分強だと思いますが。そうするとe ラーニングをするために、携帯会社へつなげるとすれば、通信料、パケット通信料がかかるわけですけれども、その辺も限界があるわけです。

もう1つは、学習というよりもお子さんたちの心身面、精神面の不安定さ要因が非常に増してしまうのではないか。家族がそろって、団らんでうまくやっている御家庭もたくさんあると思いますけれども、子供に限らず、通勤者がずっと家にいるのは、というのもあるかもしれませんが、いろいろなことに対する精神的なケアということも非常に大事になってくるのではないかなと。という意味では、可能な限り分散をしてでも何でも、やはり学校の先生方がお子さんの顔を直接見てあげる機会、チャンスというのは少しでも増やしてあげていただけると、健康管理をせよというわけではないですけれども、精神面でのチェックというのも学校に来て、ということは意味があるのではないかなと思っています。

以上です。

〇委員

ここに分散登校するという形にして、同じ日に全校生徒が集まるわけではない、例えば1日3時間、4時間ぐらいでよくて、午前、午後で分けることができるみたいな形にして、週に2日ぐらいでいいということになれば、大分通常の環境とは違ってくるだろう。また、大規模校というか、教室がいっぱいの学校とそうでない学校は全然違うと思うのですけど、いろいろなところであるオフィスとかでパーテーションとか、シールドとか作ったりとか、使ったりとかしていますが、そういうのは一定的の意味はあると思いますか。

〇委員

今、市役所も窓口にパーテーション、ビニールシートがやっていますし、いろいろな医療機関でも受付のところにパーテーション、中はどうかというと開けっ広げです。どういう意味があるのか、正直疑問ではあります。が、無防備にマスクをせずに目の前で、せき、唾を吐かれ、人間会話をすると唾液が飛びますから、その直接飛沫は避けられるという効果は確かにある。ただ、そこにくっついたものがいつまで生きているというと、あれは1週間ぐらい生きていますから、こまめな清掃は必要になると思います。

〇委員

では、今、パーテーションを作ってやりましょうかとやるよりは、マスクをしっかり使いましょうとか、手洗いを励行しましょうということのほうが意味ある。

〇委員

絶対に意味があります。

ついでに、マスクは布にせよこういう化学繊維にせよ、ウイルスは通るじゃないかという話は前からあると思うのですけど、やはりウイルス単体が1個、1個のウイルスが飛んでいくことによって感染をする、つまり空気感染をするような病気に関しては、そのとおりかもしれませんが、このコロナウイルスもインフルエンザウイルスも空気感染はしませんので、飛沫感染の液体の状態でしか絶対に移りませんので、その液体の状態で外へ出ていくことを防いでくれる。あるいは液体の状態のものが付着、吸い込むことを防いでくれるという意味では、化学繊維のマスクでも布マスクでも十分に効果があります。これはものすごく大きいです。このマスクの習慣は日本人が抵抗なくあるおかげで、東京などはつい2週間前までは、満員の電車、ラッシュの中で過ごしながら1日100人ちょっとの感染者しか出ていないというのは、ひとえにこのマスクの習慣のおかげだと思います。プラス手洗いも大きいです。布で十分だと思います。

〇委員

布で十分。

もう1つ済みません。ステイホームと言って、家から出て子供がどこか公園で遊んでいると、通報されるとかいうような、そういうこともあったりする中で、これで学校に行きましょうということになったりとか、本当にそれに対して外に出ていいのかみたいな反応というのも出てくるのだろうと思うのです。100かゼロかみたいな話ではなくて、どこかでバランスを取っていこうというような話ですけれども、そこに関してその地域の人たちというのは、これは必要な、健康な体を維持するためにも必要だし、ストレス発散とか、うまくその辺を御理解いただけるような、説明のできるような話の仕方はないですか。

〇委員

走っていない限りはどんなに飛んでも2メートルから2メートル50センチがせいぜいの飛沫距離ですので、その距離さえ守っているのであれば、公共の場で遊ぶというのは全く制限される必要はないと思います。それをうまく伝えるためにはというと、どうしたらいいですかね。ただ、患者さんからも言われるのですけれども、豊橋ナンバーをつけた車で浜松に買い物に行ったら、ナンバーをじろじろ見られたという、今日もある患者さんが言っていましたけど、豊橋ナンバーは菌を持っているというイメージが静岡に行くと、愛知県のせいで湖西市は制限が出たとか、そんなことを言われたけれど

も、遠出という面では、あまりしないほうがいいのかもしれないですね。広げないという。近隣のところで外の空気を思いっきり吸って歩きましょう、運動しましょうということは、何かの形で、市民の方々にも伝えてあげられるように、ただしその距離は保って、外でマスクをして走っている人がいますが、あれは全く要らないと思いますし、マスクをして道を歩く必要は、僕は新城市は要らないと思いますので、そういうときはマスクは、なしでいいんだよということを何かうまい具合に伝えられないかなと。

今日も市役所に行って、大体歩いている人はみんなマスクをしている。苦しいんだろうなと思いながら見てきましたけれども、この辺は何かうまく伝える方法があるのではないかと思っています。ちょっとお答えになってないかもしれませんが。

〇職務代理者

ありがとうございました。

続きまして、3のオンラインによる学習推進ですけれども、この件は学校教育課長から詳しく御説明を

〇学校教育課長

ここに記載されている以外にeライブラリというものを市内全小中学校にもう10年近く前から入っていて、それを活用しているということです。それを補う方法として、ここに書かれているコラボノートを中心に考えていくというところであります。ただ、教師もクラウド上のことで、今後操作とかそういうことを学んでいかなければいけない、そういう教師も多いので、実際に始められるのは、一番下に書いてある5月下旬ぐらいになるのではないかなと思います。

以上です。

〇職務代理者

御質問等ありますでしょうか。

〇委員

オンライン学習でスタディアプリを小中学校に導入するということですが、一番気になるのはまずパソコンが家にあるかどうかということです。学校のホームページ見てみると、八名小学校では1年生は校歌を覚えましょうと表示され、校歌が流れるようになっていました。動画を配信している学校もあるようです。そんなことができるのであれば、現状でも工夫すればかなりの情報提供はできるようです。豊橋市では先生方が学習をオンラインで流せるようにして、子供たちはパスワードを入れると学習ができる体制をつくるそうです。授業を学校ごとにオンラインで行うのは大変だと思いますが、全員が共有の授業を受けられる形ができるのであれば、授業日に振り替えることができませんかね。オンライン体制がきちんと整えられればの話ですけど、いずれにしてもできることを工夫してやっていただくことが一番大切だと思います。ネット環境のある子供たちは、各学校で紹介している e ラーニングだとか、文部科学省が推奨しているいろいろなコンテンツもありますので、それを利用すればいろいろな学びができると思います。ですから、各家庭の環境によってやはり学力の格差が出てくるだろうと感じます。ですから、学校の先生方が発信したい教育内容をどうやって全員の子どもたちにつなげていくか、その体制づくりが大事ではないかなと思います。

〇学校教育課長

おっしゃるとおりだと思います。学校再開ができず、休業延長されて、さらにまた学校を再開した

としてもまた臨時休業もあり得るとそういう状況の中で、オンライン学習を充実させるというのは、 とても大事なことだと思います。教職員も十分な知見がないものですから、それも含めて今後は少し ずつ集まって、このぐらいの人数で研修を積みながらということを考えております。

加えて、端末がない、Wi-Fi環境がないという御家庭もお子さんもいらっしゃいますので、例えばそういう子に限って登校を認めて、学校のコンピュータを使って学習ができるとか、門戸を広げるということは大事だと思いますので、注意していきたいと思っております。

〇委員

現行でeラーニングできるような環境というのは、市内はもう整っているということですね。だからいっぱい使っている子はもうたくさん使っていて、先生がこの子たくさんこれを使って勉強しているなということも管理ができるという、把握ができるような環境にある。ここに書いてある、コラボノートとかステイサプリとかというのを改めて導入するというのは、使い方が変わるということですか。学習支援の体制が今までのものではできないことができるように、済みません、不勉強なものであれですけど。

〇学校教育課長

実際にパソコンを通じて授業ができる、子供の意見を取り入れて双方向でやり取りができるというのがコラボノートのいいところだと思います。誰々君がこういうように考えているよというのが文字を通して分かるというところがあります。

〇職務代理者

今まではワンウェイみたいな、それを受けて自分で勉強をした自学自習に対応のソフトだったもの が、今度は双方向型の授業を受けられる、衛星予備校みたいな感じの授業ができるようになりますと。

〇学校教育課長

そこまでは行かないかもしれません。

今までのEライブラリというのは、参考書とか問題集がパソコンに入っていると、そのように捉えていただければ間違いないと思います。今度のコラボノートについては、双方向のやり取りが可能になって、子供の意見を教師が聞いたり、教師が子供に伝えたり、子供同士でやり取りをしたりということが可能になります。

〇委員

到達度を評価するということは、今までと全然違う評価の仕方というか、その子がAなのかBなのかCなのかということではなくて、その子の習熟度ですね、到達度というのは。今度はコラボノートみたいな形でやっていくというようになると、そのときには到達度とは違う、従来型の、評価をすることが大事なわけではないですけれども、どこを目指すのかということが変わってくるということですか。

〇学校教育課長

十分に信頼される評価を下すというのは、私は現段階ではなかなか、難しいと思います。

〇教育長

アプリの中で、到達度がどれだけだというような形で全部出るので、そこできちんと把握していくと。

〇委員

到達度、習熟度というのは、そのアプリを使ってやっていればそれは分かりやすいですよね。デジタルな感じで出てくるし、間違いの傾向みたいなものがある程度出てくるとかというものもあるでしょうし、今度それを双方向性の授業をやりながらというような形になってくると、何かテレビ会議みたいな感じでやりながらの授業という感じですよね。そこに今度移していくというと、子供の様子をどれぐらい把握できるのかというのが、また大変だろうなと思ったのですけど。

〇教育長

そこまで進んでやるところまでは、早急にはいきません。授業が再開されて、学校で1人に1台タブレットを持って、子供たちの意見を大画面に映してぱっと類似したものに分類してといった使い方はできると思うけれども、家庭と学校での間で40人の顔を映してやりとりするといったZoomみたいな形での使い方はなかなかできない。ただ、名前がずっと並んでいるので、この名前を活用してクラスの誰がどういう意見を言ったとか、そういうことは分かります。また、後ほど担当に説明させてもらいますので。

〇委員

ありがとうございます。これが導入できそうならば、6月ぐらいに、6月ぐらいに導入ができそうだと。

〇学校教育課長

うまくいって5月下旬。

〇委員

5月下旬、そこまでにどういうような形で受講するのか、端末を持っていない子に対して、端末だけではないですね、通信環境を併せてどのように提供ができるかということも今から1か月ぐらいでやっていくという、そういうことですね。

〇教育長

今、子供たちの実態調査を始めようとしているところです。

以前にある中学校でやったときには、1割ぐらいがそういう環境にないと、それから千郷中学校の場合は、2人だけeラーニングのところで使ってなかったという状況がありましたけど、9割9分はeラーニングの学びをしていたと。だから、その2人が通信環境があるかないか分かりませんけれども、99%はもうそういう環境にあるということでした。

〇学校教育課長

私がある学校の名簿を見せてもらったときに、端末が3分の1ぐらいがスマホだけという結果がでましたので、スマホでもできるのですけど、十分とは言えないというところはあります。

〇職務代理者

あと、ほかはよろしいでしょうか。

では、夏季休業中の授業日の設定について、これについて。

〇教育長

先ほどの、学校管理規則、10ページの第7条に関わってですけれども、この学校管理規則によると校長が必要があると認めるときはできるということがありますので、各学校で校長が盆の週間の以前を授業日にすればやることができます。ただ、これは教育委員会がやるということはここには書いてないものですから、一応教育委員会議の決定の意向をもって校長に伝えて、校長がそれを実施する形

でやればこの管理規則に沿った方向ということになるわけです。

〇職務代理者

ありがとうございます。

〇教育長

これがもし、5月7日をもって学校が再開されていればこんなに取らずに、例えば17日以降を授業日にするとかということができるのですけれども、5月末までとか、あるいは6月までという状況になると、盆はいくら何でも暑い真っ盛りだし、お盆もあるので休みにして、最大限その前後を授業日とせざるを得ないかなと。授業日とする以上は、学校給食もきちんとやっていかなくてはならない、この真夏に弁当持参ではできませんので、そういう方向で進めていくことになるのではないかと思います。ここらあたりに関する委員の皆さんの御意見を伺いたいところでございます。

〇職務代理者

では、ひとつお願いします。

やはりこの夏休みのことというのは、親御さんの間からもこれだけ休みが続いているので、授業ができていないから、夏休みはもうこれは短縮されるのではないかと心配されている方などの声が聞こえてきている。ですので、今すぐに決めることはできないかもしれないですけれど、今までできなかったところを夏休みに補いますよ。例えば、西三河のほうでは7月いっぱいは夏休みを取らなくて、授業日にするというようなことを出されるのではないかみたいな、確実な話ではないですけど、このような話が出てきているようなことは聞いております。ですので、私たちも、いついつまでにはきちんと決めて、親御さんたちもとてもそういうところ不安というのもぬぐうためには、いつお休みにして、いつは授業で補っていきますよということを出されると、今授業ができていないことに対しての不安が払拭されるのではないかと思うので、ぜひこの期間というのを、できるなら早く決めて出してあげられるといいかなと思います。

それと、もうひとつ夏休みの登校の時間なので、登校するときの時間、下校の時間というものも、 学校はエアコンが入ってとても快適に過ごせたとしても、その時間というのを考慮してもらえるとあ りがたいですので、そんなところも十分考えた上での夏休みの間の授業時間の勘考ということを検討 していきたいと思います。

〇委員

私もこれは必要な措置だろうと思います。4月5月の2か月間の授業ができないわけですから、夏休みに何とか補充するしかないと思います。既に、どこかの市が公表していますね。お盆休み以外は授業とする。どこの市だったか忘れましたけど、もうそのように公表している市もありますので、これは必要な措置になると思います。

〇委員

私もそれこそ9月始まりするぐらいの流れになってしまうのではないかと考えながら読ませていただいたのですが、この夏休みというのは、普通の授業をやるということですよね。夏休みは、長期の休みの間にやろうと思っていることというのは、各御家庭だとかあるかと思うのです。例えば、健康上の理由でとか、けがをしていてこの夏休みの間に手術を受けようと思っているとか、そういうお子さんがいらっしゃったり、あとこれはできないだろうなと思うのですけれども、部活の大会の時期とも重なってくるので、部活の中学生であれば、もう夏の大会はないんだよというようなことだったり、

全国はないということは大体言われてきているのですけれども、県の対応でも土日に大会をやることにしましょうだったりとか、その辺はうちの市はこうやって言っているけれども、県全体ではどうなんだろうとかというようなことも御家庭、お子さんの関心事だろうなというように思いますので、ぜひその辺の件の状況等々併せて、いろいろな状況、いろいろな判断をされた市町村もあるかと思うのですけど、うまくすり合わせをしながら考えていただけるとありがたいなと思っています。

先に戻りますけど、手術を受けるとかというような、もしくは何かこの機会にやることがどうして もあるという場合の対応等は、どのように考えられるのか、そうしたらもう夏休みでなくても普通の ときでもいいのかもという話ですけれども、どのように。

〇教育長

文部科学省は、特段見解を出していないと思います。コロナウイルスに関しては出席停止扱いができると文部科学省も言っておりますので、この夏休みの臨時出校も、コロナウイルスに関わることでありますので、そういった法的な措置ができるのではないかと思いますし、学業の面においては、平時の場合そういうことがあり得ることですので、そのフォローをしていきたいと考えています。

それから、期間については保護者の皆様方も豊橋や豊川に勤めたり、あるいは豊川市、豊橋市から 新城市に来たりという状況がありますので、少なくとも東三河8市町村でしっかりと共通認識を持っ て、同じような動きをしていきたいと考えております。

〇職務代理者

ありがとうございます。

ほかに、夏季休業の件に関して御意見があれば。

〇教育長

期間については、このような期間を想定しているので、よろしいですかね。

〇委員

賛成です。

〇委員

ではこれで発表していかれますか。

〇教育長

まだ、明日、臨時の東三河市町村教育長会議をやりますので、そこで方向が定まったら、おそらくこれで県が学校休業の延長を発表すると思いますので、その際に確定できる段階の情報を提供していきたいと思っております。

〇委員

取りあえず、7月いっぱいとかという発表するとか、そういうことはなく、方向まで決めてしまうと。

〇教育長

それこそいろいろな予定を各御家庭で立てられる場合もあるので、5月末までの休校が決定すれば、おそらく夏休みもこれだけは取らないと履修ができないと思うので、決定の方向で進めたいと明日の市町村教育長会議の席でも同様の意見が出ると思います。ここで委員の皆様方が全員賛成でということであれば、それを進めていきたい。ただ、東三河は全員でそれよりもこうだということがあったら変更の余地があります。

〇職務代理者

ありがとうございます。

では、続きまして5の感染防止・免疫力向上のための健康、運動習慣の促進という項について、御 意見等お願いいたします。

〇教育長

先ほど、部活動の件がありましたけれども、中体連の関係で言いますと、全国大会、東海大会はやらないという通知が来ました。これをやらないとなると、県大会もやらないという形でこれから決まってくると思います。県大会をやらないということになると、東三大会もやらないという方向になります。ですから、中学3年生が、1年・2年と2年間頑張ってきて、3月、4月、5月の3カ月間練習をやらない状況の中でも、最後の自分たちの力いっぱいの姿を見せたいという強い気持ちはあると思います。市内近隣の感染状況を見て、市としてどうするかということになってきます。部活動の数も少ないので、友好試合とかそういう形になるのかと思いますけれども、もう少し状況を見ながら現場の先生方と考えていきたいと思います。

〇職務代理者

先ほどのマスクの話ですけれども、運動場を利用するときもマスクを着用の話ですけれど、先ほどの委員さんの運動するときにまでマスクはどうなのかというのがありますが、近づいて一緒に何かしてしまうことがあるので、小学校で運動をやる場合はマスクを着用したほうがいいと押さえておいたほうがよろしいでしょうか。

〇教育長

子供たちの遊んでいる姿を見ていただければ分かるように、非常に密接の状況で遊んでおりますので、感染防止意識を高めると同時に、現実的に飛沫感染を防ぐということでマスク装着ということを 義務づけていきたいと考えております。

〇委員

小、中、高校生ぐらいの子たちも遊びに来ていて、30人ぐらいでしたかね、高校生の子がマスクをつけてなかったなと。ああいう子たちもつけるといいかな、思わず余分なことを言ってはいけないかなとか思いながら、それぞれがバラバラで遊んでいたので。高校生がすごく密着、密接ではなかったですけれども。模範にならないなと思ったり。

〇教育長

高校生が中学校母校へ遊びに来てという状況もありますのでね。

〇委員

日曜日でしたので、お父さんたちとか家族で一緒に来ていたりしていたので。 でも、こういう場所があることはとてもありがたいなと思います。

〇委員

子供たちは、どうしたってじゃれますので、さっきの話、マスクについて子供たちはしていたほうがいいと思います。

〇教育長

子供だけでなく、今、土日の様子を見ると、大人のしかも年配の方は、日頃より多くウオーキング していますね。だけど、子供は特に女子など、まずなかなか外に出ていない。絶対に運動不足になる と思うので、あえて書きましたけど、ルーチンワークとして何か働きかけができないかなと思うのです。こんなことが可能かどうか分からないですが、町村によっては朝8時にラジオ体操を流しているところもあるけれども、何か形として子供たち、あるいは市民に対しての働きかけができることはないかなと考えるわけです。

〇委員

すごくいいと思う。ラジオ体操やってみたらいいじゃないでしょうか。

〇教育長

テレビ体操でもいいのだけど、テレビ体操は6時25分からだから、私はいつもやっていますけれど も、朝早いのでちょっと勧めるのは無理かなと思いまして、8時のラジオ体操とかあればいいと。

〇職務代理者

中学生の長男とか寝たきりで、本当にもう、起きるのですが時間がきちんとしなくなってしまった。 何ですかね。お昼近くなってこないと起きてこないとか、次男から電話がかかってきたりして、お 兄ちゃんはまだ寝てるよみたいな。あまりリズムの崩れはよろしくないですよね。

〇教育長

何かないですか。

〇委員

あるんですけど、その前に1つだけ質問で、電話で子供たちと親から、学校のほうに質問に来るということはあるのでしょうか。他の市町村でメールとか、電話があると新聞に書いてあったのですけれども、いろいろ勉強していたりとか、あるいは普段の生活・御相談とか、勉強の例えば分からないところ、そういう電話というのは、かかってきているのでしょうか。どのぐらいかかってきているのでしょうか。

〇学校教育課長

市の教育委員会に。

〇委員

教育委員会あるいは、それぞれの学校へ。

〇学校教育課長

当然あると思います。市の教育委員会については、ここ2週間ほどは、保護者からのほうはゼロに近いです。ただ、4月6日、7日の入学式を迎えるに当たって、4日、5日は土・日でしたので、1日、2日、3日と平日にあったのは、学校へ行かないという選択肢はあるか。その場合は欠席になるか、出停になるか。そういうことが5~6件ありました。今後そういう保護者の問い合わせは増える可能性は高いと思います。学習内容については、市教委のほうには今のところありません。

〇委員

何を思ったかといいますと、免疫力をつけるということで、精神的にダメージを受けるのが一番心配かなと思います。今、子供たちもいっぱいいっぱいですけれども、やはり各家庭で、お母さんがもう本当に心配で。何が言いたいかといいますと、私は今回の教育長先生の真の生き抜く力を育むチャンス、この言葉がすごくいいなと思いまして、今この状況はすごく不幸なことなのですけれども、どんどん学校に行けなくなる、子供たちも心配だけれどもそれ以上に家庭で、お母さま方が何か言っていると思うのです。また学校に行くのもすごく大変だし、勉強遅れちゃうしとか、マイナスのことを

いっぱい言っていると、そうすると子供心にすごく心配になって、じゃあ心配だから勉強しなきゃというと、やるかというとなかなか取りかかれないと思うのです。では何かというと、それを逆手にとって例えば、無線というのを利用して、いろいろ言われていますけれども、先生の言葉であったり、どなたでもいいですけれども、言葉かけをしていただいて、それこそ大ざっぱに言ってしまって、長い人生の中で君たち今は生きている。これは、すごく大変な時期だけれども、人間力をつけるいいチャンスだ、ここを頑張っていこうぐらいの感じで、そういう元気づけるような、言葉かけ、安心できるような、そうすると取りあえず、今学校に行けないし、勉強も何か遅れそうだけれども、でもやっぱり今は、コロナウイルスにかからないようにして、我慢をして、そして再開したときには、それを取り返すぐらい頑張っていこうという気持ちにさせる言葉かけというのをしてほしい。それはやはり、母親ではだめだと思うのです。勉強しなさいよとか、それでは絶対だめで、だからそういうのを例えば無線で心の中にまで届くようなメッセージを送っていただく。それを聞いた子供それとか母親、父親、おじいちゃん、おばあちゃんがそれを聞いて、あ、こういうふうに先生たちも頑張っているんだから、私たちを支えてくれている、そう思うかもしれない。

あとは、電話のことを言ったのは、家で勉強していたりとかしていたときに、やはり不安になると思うのです。しょっちゅう質問の電話がくると学校も大変かなと思うのですけれども、例えば、担任の先生が1週間に1回でも子供たちに電話をしていただく。でも、直接1対1で言葉かけをほんの僅かでもいいですけれども、今どんな感じとか、困っていることはないかとか、悩みはないかとか、大変だけれども、君たちコロナウイルスで大変だけれども力になるぞとか、そういう言葉で、じゃあ明日から早く起きてやってみようかなと、絶対あると思いますので、まさによく言われている言葉ですけど、ピンチをチャンスに変えるそのようにできたらいいなと思います。

以上です。

〇職務代理者

そういう呼びかけというか、

〇委員

ちょうどその呼びかけを中学校の校長先生の言葉として、何々中学校の生徒の皆さんへと、だーっと書かれているブログがありましたので、それで情報発信をされていて、それを見られた生徒さんもきっと今のような気持ちが伝わっているのではないかなと思って読ませてもらいました。ですので、各学校の先生方の発信の仕方によって、子供たちに届くものがたくさんあるかなと思います。

〇委員

活字もすごくいいと思います。活字を見て心に残る人と、読まない人いますよね。やはりせっかく 無線があるので、何か、

〇委員

私も電話の件は同感で、どこかで言おうかなと思っていました。子どもたちは入学式の日に担任の 先生と出会って、1日で終わっているわけです。どんな担任の先生であろうと、持ち上がりでなけれ ば全く接点がないわけです。先日、孫の担任の先生が配付物、プリントなどを用意して家庭訪問で回 られたと思うのですが、人と接触しないように配慮されているのか、郵便受けに置いて行っただけな のです。せっかくの機会なのにもったいないと思いまして、一声かける、電話でもいいので、そうい うコンタクトは必要なことなので、ぜひやってほしいと思いました。

〇職務代理者

よろしいですかね。

電話って、ほんと子供は出ないですよね。なぜか、子供が電話に出るということは、そのとき大人がその家にいないということなので、強盗みたいなが、今ここ、大人がいないなと

〇委員

メール配信の連絡でもいいんですよ。

〇職務代理者

電話ということであると、というところです。実際、知り合いとか電話をかけても携帯電話なら出てくれるのですけど、親御さんだったり、お子さん、でも家の電話だと、子供も自分の家の電話番号を知らないという子がものすごくたくさんいると思いますし、それぐらい固定電話というのは使われない。かかってきても取らないし、絶対自分にかかってきている電話ではないと思っているところがあって、今のところ分割で登校できるというような状況になっているので、多分登校したらこの出席は当然取りますよね。

〇教育長

記録は。出席ではないけど。

〇職務代理者

記録は取っているので、どうしても連絡が取れないというような子に対しては、電話かもしくは、 家庭訪問で、どんな感じと、アプローチが必要なのだろうと思うのですが、その辺が二次的、三次的 には、コミュニケーションの取り方として、というほうが現場としては現実的なのではないかな。ネ ットでというと、新城市内の学校は特にすごくたくさんメールをアップしてきていると思うので、そ れを皆さんに届くといいなと思うのですが実際には、端末のない環境が何パーセントぐらいですか。

〇学校教育課長

全て入れれば、もう本当にごく僅かです。スマホを入れれば、ほとんどの家庭があります。

〇委員

であれば、それで届くという話ですよね。おそらく格差の話だったりとか、ここまで長くなると、 ごく一部の家庭の話ではなくなるだろうなと思うのですけど、格差といったところで心配しなければ いけない家庭にどうやって届けるのかなというのは、先生方の御負担をお願いするところではあると 思うのですが、軽重うまく使い分けてやっていただくという形でお願いして。

〇教育長

ティーズでも防災無線もあるので。ティーズは、つくしんぼうと学校だよりがあるけれども、今学校が休みなのでないのですが、校長先生が1人30秒ずつ話をするというのがあってもいいかなと思います。これは先生方の判断になるのだけれども、ちょっと新1年生の担任の先生が顔を見せて挨拶するのような番組、そうしたらティーズの視聴率も上がるし、子供たちも、あ、僕の、私の先生がという思いになるのですが。

〇委員

先ほど言われていた、校歌をやっているじゃないですか。あれは、あそこで先生方が、やったらいいかなと思いますけどそうすれば、どうでしょう。

〇教育長

動画について、課長、どうですか。

校長会でもいろいろ意見が出ていたけど。

〇学校教育課長

これも申し訳ないです。学校からの動画の配信というか、本当に全世界に配信されてしまう可能性があるということで、いろいろな面で心配をしなければいけないということで、むやみやたらに配信してはいけないという、そんなところもあるのです。

〇職務代理者

そうですね。

〇学校教育課長

実は、先ほどの家庭訪問についても、4月10日の臨時校長会で、そのようにやっていこうというと ころもあったのですが、その後の誤情報で4人出ましたよね。あれがあったので、行っても直接しゃ べることはしないようにという、それで2週間たってしまったのです。

〇委員

多分、そうだろうなと思ったのですけどね。

〇教育長

あれからガタっと動きが変わったですね。料理屋さんに聞いても、あれからお客さんがガタっと減ったと。誤情報と分かっても、みんな警戒するようになるね。

〇委員

先ほどのラジオ体操、何かいいですね。

市民の皆さん、小中学生の皆さんと呼びかけて、ラジオ体操で今日も頑張りましょう。何かそうい うメッセージが伝われば。

〇教育長

新城市民がみんな8時になるとラジオ体操を始める。そうすると、BGで行っている体操コンテストにも応募できる。市民ラジオ体操参加率。ラジオ体操をやることによってもかなり体調が変わるからね。効果があると思う。

〇委員

インセンティブがあると。

〇教育長

もうちょっとプラスアルファ、メッセージとか、動きがあると。カニカニ運動とかくねくね運動をやるとかね。

〇職務代理者

何とかチャレンジみたいな。

では、次、続きまして、6の学校給食再開に向けて、フードロス防止策ということで、20日ぐらいかかるということです。給食をやるという話をするには。

〇教育総務課長

通常ですと、前月の20日までに給食の1か月分の食材について注文をしているということです。業者は、注文を受けてから調達し、複数の学校へ配達する業者ですと、3日ぐらいかけて順番に学校に配達するということです。このため、20日程度の期間を見ないと急なキャンセルをした場合に発注の

ロスが出てしまうということです。賞味期限があるものについては、次回に回すなどで対応してもらうこともできるのですが、これが何回も前日キャンセルという事態なると、業者さんとしてもこれ以上できないということになります。

O職務代理者

給食再開するよという。

〇教育総務課長

再開のめどが立った時点で発注をかけて、そこから約20日程度で食材の調達が整って給食再開ということになると思います。

O職務代理者

判断してからという話なので、20日間弁当を持ってこいということではない。

〇事務局

例えば5月7日から実際に学校が始まり、8日に発注するということですと、発注日の約20日後が 給食の開始となります。

O職務代理者

20日ぐらいは、そうしたらお弁当になりますということですね。さあ、大変。非常時なので御理解をいただくと。

御意見等よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

全体を通してこれをということがあれば。

〇委員

1点済みません。

前に先生方と懇談会をさせていただいたときに、現場の先生方とお話しをするときに、ネット環境が非常に使いづらいと、セキュリティが厳しくて使おうと思うと、いくつもハードルを越えてやらなければいけないので、実際、それを使うほうがすごく負担なんだということを御意見をたくさん伺ったのですけれども、今、eラーニングの話だったり、特に今回、コラボノートの話だったりとかで、状況としてネット環境が必要な対応になるか思うのですけれども、その辺の対策というか、対応等は何かされてらっしゃるのでしょうか。

〇教育総務課長

ネット環境が使いづらいという件ですが、学校にも市の職員も全く同じものが入っています。これについては、個人情報など、高いセキュリティが必要があるものと通常の外部のインターネットの接続について分離していることによるものです。これは、市の職員も同じで、私たちも煩わしいというか、時間がすごくかかると感じるていることは事実です。しかし、それは情報セキュリテイ上、やらなければならないものであります。これは、市の職員は認識をしているのですが、学校の先生方には、御理解いただけない方もおり、御意見をいただいております。これについては、情報セキュリティ上必要ですので、ご理解していただかなければなりません。ただ、今回のeライブラリー、コラボノートについては、通常のインターネット回線で行いますのでこれについての煩わしさはありません

O職務代理者

関係はない。

〇教育総務課長

今年度行う校内LANの整備については、教育用として分離するようにしますので、教員が、そこのところの煩わしさはないと考えています。

O職務代理者

コラボノート、双方向だけれども、

〇教育総務課長

パソコン教室であれば、先生が教材を作ったり子供が学習するこができ、家庭ではWi-Fiで見ることになります、情報を扱う回線とは別ですので、そこの煩わしさはないです。

O職務代理者

分かりました。

〇学校教育課

コラボノートは仮想環境でインターネットブラウザで動くので、仮想環境かもしくは学校のコンピュータ室ならそのまま直接入ることができます。

〇委員

コンピュータ室で先生方が何人もできるんですか。

〇学校教育課

はい、台数は40とか

〇教育長

コンピュータ室のタブレットを職員室なり教室へ持っていけばストレートに使えるということですね。

〇学校教育課

校内LANの整備ができればできるということです。

〇教育長

それはしていくわけだから。

〇委員

現時点では、パソコン教室しかない。

〇教育長

Wi-Fiがないから、

〇学校教育課長

パソコン教室からケーブルを引っ張れば、100メール以内でしたら、ケーブルをつなげばいいですし、 それ以上の場合は、間にハブというのを電波を増幅するような装置を1個かませれば、職員室までケーブルを引っ張ることは可能ですが、ただ壁に穴を開けたり、天井に穴を開けたりするのがなかなか骨です。

〇教育長

現状ではいつまでにWi-Fi環境完備しますか。

〇教育総務課長

今年度中に整備する予定です。

〇委員

ギガスクール構想の中で整備するといった件ですよね。

〇教育総務課長

今年度中の予定ですが、新型コロナの感染拡大により資材の調達が不安材料です。

〇委員

資材の調達ができたとして今年度中という話、それは調達できないとかかるかもしれない。 それはパソコン、端末も同じ。

〇教育長

全国の話だからね。一気だからね、やはり厳しいな。

それまでは、例えばうちにWi-Fiがいくつか余っていたらそれを持ってきて学校でやればいいということになるのかね。安上りでやろうと思ったら。

〇学校教育課

家庭用のものをそのまますぐに学校のLANにつなげられるかというと、難しい部分もあります。

〇委員

ありがとうございます。

モバイルでというようにいかないですよね。

〇学校教育課

通信モバイルについては、業者に確認しましたところ買い取りの場合、機器が1個が2万5,000円ぐらいで、それに月々の通信費がかかります。現在、モバイルルーターを購入する場合は、発注してから3カ月後ということでした。

〇委員

ありがとうございます。いろいろ調べて、手を尽くして

〇委員

関連でいいですか。以前にセルラー方式を採用と言われたのですが、それはもう決定しましたか。 それも決定はまだこれからですか。

〇教育総務課長

今の段階では、まず校内無線LANの整備を行うということです。

〇委員

そうなんですか。

〇教育総務課長

セルラーの件ですけれども、昨年の段階では国の目標は3人に1つの端末でした、それから、昨年末にGIGAスクール構想が打ち出され、1人1台端末の整備ということになりました。それに合わせ、国から校内無線LANの整備補助が出されましたので、トータル的に考え、セルラーを見送り、まずは校内LAN整備、そして端末の整備を行うこととなり、3月議会にて校内無線LAN整備の予算計上をしたものです。

〇委員

今回の予算総額は、4億8,000万円でしたよね。国の補助は本来2分の1と言われていたのですが、 3月の教育委員会議で8,000万円に減額されたと報告がありました。そうすると市が独自に4億円を負 担して設置するということになるわけですね。

〇教育総務課長

校内の無線LANについては、国の補助以外は、市で負担することとなります。

〇委員

補助はまだ、こういう状況ですのでわからないと。

〇教育総務課長

補助については、国から内示をいただいております。

〇委員

何にしても早く設置できるといいですよね。 方式はよく分かりませんので、また教えていただければと思います。

〇職務代理者

ありがとうございます。

ほかはよろしかったですか。・・

〇委員

普通の子供さんたちでもとてもそれこそ精神的に不安定な今、この3月、4月を迎えていると思うのですけど、あすなろ教室の子供さんたちとか、特別支援学級の子供さんたちだとか、学校に行かないという毎日、変わった時間を過ごしている、うちでの過ごし方というのもまた、親との関係とか、そういうことを考えるととても不安定な時期を過ごしているのではないかなと思います。

次に学校に出ていこうというときになったときに、今までの生活、学校での生活というものに変わっていることにとても戸惑いがあったりするということも考えられるので、できることでしたら担任の先生なり、あすなろの先生方、それから関わる先生方ができるだけその子供さんと密にしていく、特別なことをしていくということではないですけれど、そういう人たちがちょっと気をかけていただけるとありがたいなと思いますので、この場をお借りしてお願いします。

以上です。

〇委員

続きまして、協議事項の2の生涯共育課お願いします。

〇教育総務課長

説明員の入替えをします。

〇生涯共育課参事

新城図書館からは、今回新たに新城図書館雑誌スポンサー制度を導入したいため、実施要領を設定するものです。資料35ページ。この制度は、市の財政健全化推進プランによって発案されたものです。市の新たな財源を確保することで、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、企業や法人、または事業主が図書館に配架する雑誌に広告を掲載し、その対価として雑誌の購入費用を負担してもらうという制度でございます。広告掲載対象について第4条に規定しております本年度は、37ページ、38ページ、掲げる61の中から選んでいただきます。

また、広告は雑誌の配架している、広告の期間につきましては、第6条のとおり年度を単位として おり、施行期日は御審議していただいた後の令和2年5月1日を開始とする。

以上の内容でご審議をお願いします。

〇委員

ありがとうございます。

御意見、御質問があればお願いします。

〇委員

質問ですが、これは、本年度初めてということでよろしいですか。

〇生涯共育課参事

はい。本年度から

〇委員

昨年までは市費で購入されていた。

〇生涯共育課参事

はい。雑誌

〇委員

このスポンサー制度というのは、結構全国的というか、いろいろな市町でやられている制度ですか。

〇生涯共育課参事

この近辺では、豊川市がやっていて、県内では、豊田市がやっております。

〇委員

まだ少ない。

〇生涯共育課参事

まだあまり。

〇委員

ありがとうございます。市の財政が少しでもという、そういうねらいですね。

〇職務代理者

1年契約で自動更新なんですね。

〇生涯共育課参事

はい。

〇職務代理者

これは、自動更新で大丈夫でしょうか。一応、確認はされますか。

〇生涯共育課参事

自動更新、確認はします。

〇職務代理者

確認はした上で、改めて契約書を交わすとかではなくて、やっていけるという。

〇生涯共育課参事

廃止という届け出を出してもらわない限りは、そのまま次の年度も継続していきます。

〇職務代理者

確認だけは、やはりしていただきたいなと思います。

ほかには、おありでしょうか。

では、皆さんの御意見を確認させていただきたいと思います。

協議事項2の雑誌スポンサー制度について、賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、お願いします。

〇生涯共育課

ありがとうございました。

〇職務代理者

では、続きまして日程第5そのほかということで、資料が入っているかと思います。市内博物館への校外学習の案内ということで、これですか。

〇事務局

今日お配りしたカラー刷りの校外学習、出前の御案内ということで、また内容のほうは資料と併せて御覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇職務代理者

ありがとうございます。

続きまして、(2)で令和2年度、各課の事務分掌及び主な事務等についてということで、ページは 43ページから。

これもそれぞれ確認いただくということで、説明は省略ということでよろしいですか。

〇教育総務課

はい。よろしくお願いします。

〇職務代理者

御確認をいただければと思います。

そのほか、何か皆さんここで本日、話し合いたいこととかありましたらお願いいたします。

〇委員

希望ですけれども、ぜひ、朝8時にラジオ体操の音楽を流していただけるかどうか。

〇委員

防災無線。

〇委員

何が一番いいですか。

〇教育総務課長

防災無線の放送は、その時間に聞きたい人、聞きたくない人、いろいろな方々がみえますので、市 民の御理解をいただけるかが難しと思います。

〇委員

理解をいただけるかどうかではなくて、とにかく皆さん、健康に過ごしていただきたいということ ですので

〇教育部長

いろいろな基準があってやっていると思うので、その基準の中でやれるかやれないか、言われたら何でもすぐ放送できるというものではない。いまの話が何でもいいというわけではないという内容だと思いますが、いろいろな考え方でやるというのがあるので、では流しましょうというだけではいけないという、そこは御理解いただきたいと思います。

〇教育長

市町村によってはやっているところがあるね。夕方5時になると赤とんぼの曲を流すとか、

〇教育総務課長

赤とんぼについては、試験放送としての意味があると思います。

〇委員

そうしたら別に5時とか12時とか。

〇教育長

1回検討課題として、

〇委員

子供向けというのではなくて、全市民向けですよね。

〇委員

全市民ですね。そうするともう、メッセージが伝わってきますね。

〇教育長

市民の元気のために。スポーツ課とスポーツツーリズム課で流します。皆さん、外へ出て体操をやりましょう。

〇委員

ほかはよろしかったでしょうか。

〇委員

1つお聞きしたいことがあります。

さっきの話で、修学旅行はどういうことでしょうか。

〇教育長

基本的に1学期の修学旅行は、全国延期という形になります。2学期に。

〇委員

延期の日程とかは、

〇教育長

各学校決まっていると思いますけれども、細かいところは掌握していません。

〇委員

果たして、今からやって取れるのかしらという疑問があったものですから、今聞いたのですが。

〇教育長

延期するということは聞いているけれど、各学校どうなったかというところまでは、まだ情報を得ていませんので。

ただ、延期して支障があればきっと連絡があると思うのですけど、今のところ連絡はありません。

〇職務代理者

よろしいでしょうか。

次回ですけれども、5月28日1時30分からの教育委員会勉強会をやって、こちらの会議は、2時30分からまたこの場所でということでよろしくお願いします。

ありがとうございました。

教 育 長

職務代理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記